

社会福祉法人稚内木馬館安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)及び社会福祉法人稚内木馬館(以下「法人」という。)が定める就業規則に基づき、職員の安全衛生及び健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人が定める就業規則 次に掲げる規程をいう。

ア 社会福祉法人稚内木馬館職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)

イ 社会福祉法人稚内木馬館非正規職員就業規則(以下「非正規職員就業規則」という。)

(2) 職員 職員就業規則第2条第1項に規定する職員及び非正規職員就業規則第2条第2号に規定する非正規職員をいう。

(衛生推進者の設置)

第3条 法第12条の2の規定に基づき、次に掲げる地区ごとに衛生推進者各1人を置く。

(1) 東地区

(2) はまなす地区

2 前項第1号に規定する東地区に属する事業所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法人本部事務局

(2) 相談支援センター木馬館

(3) デイサービスセンターひだまり

(4) 多機能型障害福祉サービス事業所手作り工房どーなつ

(5) 障害福祉サービス事業所稚内第一木馬館

3 第1項第2号に規定するはまなす地区に属する事業所は、次に掲げるとおりとする。

(1) グループホームひだまり

(2) メゾン木馬館

(3) 生活介護センターあん

(4) 児童遊園

4 衛生推進者は、理事長が事業所の長又はそれと同程度の地位にある職員で、かつ、一定の資格要件を有するもののうちから指名するものとする。

(衛生推進者の業務)

第4条 衛生推進者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な事項に関すること。

(衛生担当者の設置)

第5条 衛生推進者の業務を補佐するため、事業所ごとに衛生担当者を置く。

2 衛生担当者は、衛生推進者が所管地区の事業所職員のうちから適当と認めるものを指名するものとする。

(衛生担当者の業務)

第6条 衛生担当者は、衛生推進者の指示に従い、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 所属事業所の職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 所属事業所の職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (3) 衛生推進者の補助に関すること。

(採用時及び業務内容変更時の安全衛生教育の内容)

第7条 職員就業規則第40条第1項及び非正規職員就業規則第38条第1項に規定する採用時及び業務内容変更時の安全衛生教育の内容は、次に掲げるものとする。ただし、当該職員が既に十分な知識及び技能を有していると認められる事項は、省略することができる。

- (1) 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- (2) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- (3) 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- (4) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 前項に規定する安全衛生教育の実施は、当該職員が所属する事業所ごとに行うものとする。

(感染症の予防対策)

第8条 法人は、業務に従事する職員を感染症から保護し、かつ、利用者への感染を防止するため、日常的に職員の健康管理等を実施するとともに、感染症の予防の措置を採らなければならない。

(腰痛の予防対策)

第9条 法人は、利用者の入浴、排泄等の介助又は移乗関連用具での業務においては、急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動等を少なくするためにできるだけ腰部に負担がかからない作業姿勢で行わせることとし、次に掲げる事項について配慮しなければならない。

- (1) 腰痛の予防教育を事前に実施すること。
- (2) 作業前に準備体操を行うこと。
- (3) 福祉用具を極力利用すること。
- (4) 利用者の体重によっては、複数での作業又は移乗関連用具の活用を検討すること。

(メンタルヘルス)

第10条 法人は、職員が職場、利用者、利用者の家族等の人間関係、長時間労働等から生ずるストレスに対処できるよう支援等を行うとともに、職場環境等の改善、職員への相談対応等を行うなど継続的かつ計画的に心の健康の保持増進を図らなければならない。

(事業所内の衛生基準)

第11条 法人は、職員を常時就業させる場所については、換気、照度等について適切な措置を講じなければならない。

- 2 事業所内には、負傷者の手当に必要な救急用具等を備え、備え付けの場所及び使用方法について職員に周知しておかななければならない。
- 3 職場内では、職員の受動喫煙防止及び快適な職場環境の形成を促進するため、喫煙場所を別に確保しなければならない。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。